

大谷大学における公的研究費の使用に関する行動規範

(研究費不正防止委員会 2015年3月10日決定)

この行動規範は、大谷大学及び大谷大学短期大学部（以下「本学」という。）において、公的研究費を使用するうえでのすべての構成員としての取り組みの指針を定めるものとする。なお、この行動規範における「研究者」の定義は研究倫理規程に準じる。

1. 研究者は、研究費を使用するにあたり、関係法令及び「大谷大学・大谷大学短期大学部における公的研究費の管理・監査のガイドライン」並びに当該研究費の使用規定等を遵守する。（「研究倫理規程」第13条第2項より）
2. 研究費の使用方法は、公正で社会に説明できるものでなければならない。（「研究倫理ガイドライン」8.研究費（1）より）
3. 研究費は、関係法令及び該当研究費の使用ルール（例えば、科研費の場合は科研費の使用ルール、本学研究資料費の場合は本学研究資料費のルール）に基づき適正に使用し、教育及び研究に必要な経費以外には使用しないこと。また研究計画や申請に基づき適正に使用し、目的外の利用や不正使用は行わない。（「研究倫理ガイドライン」8.研究費（2）より）
4. 研究者は、研究費が公的資金によるものであり、機関による管理が必要であることを自覚して行動する。
5. 研究者及び事務職員は、関係部署などと協力し研究費における不正防止に努めるとともに適正な執行管理を行う。
6. 事務職員は、専門的能力をもって研究費の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを自覚して行動する。
7. この行動規範に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。
8. この行動規範の改廃は、研究費不正防止委員会が決定する。

付 則

この行動規範は、2015年3月10日から施行する。